入　札　公　告

筑波大学において、下記のとおり物品の購入について一般競争入札に付します。

記

1　競争入札に付する事項
　(1)　調 達 件 名　　前眼部撮影装置　Pentacam　HR　一式（リバースオークション対象案件）
　(2)　規格及び数量等　　仕様書のとおり
　(3)　納 入 期 限　　平成27年8月7日
　(4)　納 入 場 所　　国立大学法人筑波大学附属病院眼科外来（A200）

2　仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等
　本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。
　[仕様書等関係書類交付場所]
　　〒305-8576　茨城県つくば市天久保２丁目１番地の１
　　　　国立大学法人筑波大学 病院総務部経営管理課 契約　　電話番号 029-853-3544

3　同等品以上のもので参加する場合の取扱い
　同等品以上のもので参加を希望する者は、仕様書に従い同等品以上であることを証明できる書類等を上記２に提出する必要がある。本学が同等品以上と認められた場合のみ参加することができる。
　同等品以上であることを証明する書類等の提出期限等については、「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

4　入札の日時及び方法等
　本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。詳細は筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」の「リバースオークション情報」を参照のこと。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。

5　入札方法
　落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札すること。

6　競争に参加する者に必要な資格
　(1)　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
　(2)　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４７条の規定に該当しない者であること。
　(3)　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成27年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
　(4)　薬事法に基づいて高度管理医療機器等販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
　(5)　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7　入札保証金及び契約保証金
　免除する。

8　契約書の作成
　契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9　落札者の決定方法
　国立大学法人筑波大学財務規則第６９条第１項の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を契約の交渉権者とする。

以上公告する。

平成27年6月19日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長　松村　明

仕　様　書

1. 供給物品名　前眼部撮影装置 Pentacam HR

2. 規　格　等　別紙のとおり

3. 数　　　量　別紙のとおり

4. 納入期限　平成27年8月7日

5. 納入場所　国立大学法人筑波大学附属病院眼科外来(A200)

6. 支　　　払　検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

7. 同等品以上のもので参加する場合

同等品以上のもので参加を希望する者は予め、同等品以上であることを証明できる書類を平成27年6月26日(金)15時00分までに提出し、本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

8. そ　の　他　(1)搬入、据付、調整等一式を含む。

(2)その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。

(3)この契約について必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

別紙

品　　名	メーカー名	数量
前眼部撮影装置　Pentacam　HR	独国オクルス社	一式
（構成内訳）		
Pentacam　HR　本体		1
専用光学台		1
専用プリンター		1
パキメトリマップソフト		1
角膜前後面トポグラフマップソフト		1
前眼部トモグラフマップソフト		1

※上記例示品または同等品以上

前眼部画像解析装置仕様書

（性能・機能に関する要件）

1.　測定光源および測定原理について

・測定光源は青色 LED を使用していること。
・最大138,000点の測定ポイントを有すること。
・測定時間が2秒以下であること。
・デジタル CCD カメラの瞳孔カメラ、自動回転式シャインプルークカメラの2台を有し、固視点の監視、角膜後面及び水晶体前面の撮影が可能であること。

2.　前眼部画像解析測定

I.　パキメトリマップ

・角膜輪部までの角膜厚が表示出来ること。
・角膜厚の値は規定のグリッドでの表示に加えて、瞳孔中心、角膜頂点、角膜最薄部についても表示が可能なこと。また、マウスをクリックする事で任意の位置の厚みを表示可能であること。
・絶対表示、相対表示が選択可能であること。

II.　角膜前後面のトポグラフマップ

・角膜前後面の Sagittal 及び Tangential の曲率マップが表示可能であること。
・角膜前後面の Elevation マップが表示可能であること。
・任意に選択した4種類のカラーマップを一画面に表示可能であること。
・トゥルーネットパワーを含む角膜の詳細な形状解析が可能であること。
・複数回の撮影データによる比較ができ、差分マップが作成可能であること。

III. 前眼部のトモグラフマップ

・前眼部を3次元モデルで表示可能であること。
・シャインプルーク画像で視認出来る変化を、3次元で表示可能であること。
・画像を回転させてあらゆる方向から観察が可能であること。

3. 電動光学台

・キャスターを有し移動が可能であること。
・当該前眼部画像解析装置が搭載可能であること。
・電源ケーブルがテーブル裏面に収納可能でコンセントを2個以上有すること。

4.　コンピュータ

・コンピュータ、モニター一体型であること。
・モニターサイズは21インチ以上であること。
・電動光学台に搭載可能であること。

5.　プリンター

・カラープリンターで A4、B5、A5サイズでの印刷が可能であること。
・当該前眼部画像解析装置と接続可能であること。

6.　その他

・別売のライセンスキーを有し、外部のコンピュータ上でもデータ解析が可能であること。
・日本語の取扱説明書を有すること。

リバースオークション入札の注意事項

リバースオークション方式による入札の詳細は、筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」に掲載していますので、必ず確認のうえ入札に参加してください。

1．リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

2．入札受付日時　　リバースオークション情報に掲載

3．入札締切日時　　　　同　上

4．落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を契約の交渉権者とする。

5．いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

6．落札決定の日から 7 日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7．本学は、次のいずれかに該当することとなった場合は、契約を解除することができる。

(1)契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審議が確定した場合。ただし、供給者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りではない。

(2)契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が独占禁止法に違反したことにより、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定した場合。

(3)公正取引委員会が、契約の相手方に対して独占禁止法7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合。

8．契約の相手方は、前項の各号のいずれかに該当したときは、本学が契約を解除するか否かを問わず、本学の請求に基づき、契約金額の10分の1（単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額に相当する額を違約金として本学の指定する期間内に支払わなければならない。

9．同等品以上のもので参加する場合の取扱い

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類（以下「競争参加者の確認書類」という。）を下記の期日までに提出すること。

例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争参加者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

(1)競争参加者の確認書類

・平成27年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

・価格表又は定価証明書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

・納入実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

・参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

・高度管理医療機器等販売業許可証の写し・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(2)例示品と同等以上であることを証明する書類

・入札物品の技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部

（技術仕様書は仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札物品の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること）

・入札物品のカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部

(3)外国製品による場合は以下の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部

・代理店証明書

・インボイス等

・輸入元業者の損益計算書（写しで可）

・円建て決済証明書及び取引銀行発行の海外送金取組依頼書

・関税率証明書

※なお、上記の書類が提出できない場合は、提出できない理由書を提出すること。

提出期限　　平成27年6月26日（金）15時